

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	国民健康保険の給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、国民健康保険の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

江別市長

## 公表日

令和8年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であり、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失・変更に関する事務</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>③療養費（特別療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費）の支給に関する事務</p> <p>④移送費の支給に関する事務</p> <p>⑤出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務</p> <p>⑥オンライン資格確認に関する業務</p> <p>⑦傷病手当金の支給、その他の保険給付に関する業務</p> <p>⑧その他に上記事務に関連する事務</p> <p>【情報連携】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、中間サーバに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険給付システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバ/次期国保総合システム及び国保情報集約システム/医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険給付ファイル/宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○番号法</p> <p>・第9条</p> <p>・別表第44の項</p> <p>○国民健康保険法</p> <p>・第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69、70、160の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、56、65、69、70、81、83、87、95の2、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項</p> <p>○番号法</p> <p>・附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）</p> <p>○国民健康保険法</p> <p>・第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部国保年金課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請書類等で特定個人情報の記載を求めるものはないが、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか確認して破棄している。 ・情報照会を行う際は、住所含む3情報による照会を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・委託先のPCでは、接続に専用線を用いており、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・検索や検索結果を表示する画面には個人番号ひじしないことやウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等により、不適切な方法でデータが漏洩・紛失することのリスクを軽減している。 ・委託先より特定個人情報等の管理状況等について年1回程度報告を受けている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	I-5②所属長	国保年金課長事務取扱 福島 和幸	国保年金課長 田中 紀克	事後	
平成29年6月16日	I-1③システムの名称	国民健康保険給付システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー	国民健康保険給付システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー/次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成29年6月16日	I-4②法令上の根拠	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二 第 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,93,97,106,120の項 ○番号法別表第二主務省令 第1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49条	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二 第 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 ○番号法別表第二主務省令 第1,2,3,4,5,8,10条の2,11条の2,12条の3,15,19,20,25,25条の2,33,43,44,46,49,53,55条の2	事前	
平成30年7月6日	I-5②所属長の役職	国保年金課長 田中 紀克	国保年金課長	事後	※様式変更
令和1年6月30日	IV-1~9様式の追加			事後	※様式変更
令和2年6月30日	I-1②事務の概要	【特定個人情報を取り扱う事務】 ①被保険者の資格取得・喪失・変更に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③療養費(特別療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費)の支給に係る事務 ④移送費の支給に関する事務 ⑤出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務 ⑥その他に上記事務に関連する事務  【情報連携】 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。	【特定個人情報を取り扱う事務】 ①被保険者の資格取得・喪失・変更に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③療養費(特別療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費)の支給に係る事務 ④移送費の支給に関する事務 ⑤出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得に関する事務(オンライン資格確認の準備業務) ⑦その他に上記事務に関連する事務  【情報連携】 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。	事前	
令和2年6月30日	I-1③事務の概要	国民健康保険給付システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー/次期国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険給付システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー/次期国保総合システム及び国保情報集約システム/医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年6月30日	I-3事務の概要	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第30の項 ○番号法別表第一主務省令 ・第24条	<国民健康保険の給付に関する事務> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第30の項 ○番号法別表第一主務省令 ・第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ○番号法 ・第9条(利用範囲) ・別表第一第30の項 ○番号法別表第一主務省令 ・第24条 ○国民健康保険法 ・第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年6月30日	I-4②事務の概要	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二 第 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 ○番号法別表第二主務省令 第1,2,3,4,5,8,10条の2,11条の2,12条の3,15,19,20,25,25条の2,33,43,44,46,49,53,55条の2	<国民健康保険の給付に関する事務> ○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二 第 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 ○番号法別表第二主務省令 第1,2,3,4,5,8,10条の2,11条の2,12条の3,15,19,20,25,25条の2,33,43,44,46,49,53,55条の2 <オンライン資格確認の準備業務> ○番号法 ・附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 ・第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年10月1日	II-1~2	平成27年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	I-4②事務の概要	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	I-1②事務の概要	<p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失・変更に関する事務</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>③療養費(特別療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費)の支給に係る事務</p> <p>④移送費の支給に関する事務</p> <p>⑤出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務</p> <p>⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得に関する事務(オンライン資格確認の準備業務)</p> <p>⑦その他に上記事務に関連する事務</p> <p>【情報連携】</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。</p> <p>・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。</p>	<p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失・変更に関する事務</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>③療養費(特別療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費)の支給に係る事務</p> <p>④移送費の支給に関する事務</p> <p>⑤出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務</p> <p>⑥オンライン資格確認に関する業務</p> <p>⑦傷病手当金の支給、その他の保険給付に関する業務</p> <p>⑧その他に上記事務に関連する事務</p> <p>【情報連携】</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。</p> <p>・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。</p>	事後	
令和5年1月1日	I-3法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険の給付に関する事務&gt;</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>・別表第一第30の項</p> <p>○番号法別表第一主務省令</p> <p>・第24条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <p>○番号法</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>・別表第一第30の項</p> <p>○番号法別表第一主務省令</p> <p>・第24条</p> <p>○国民健康保険法</p> <p>・第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>・別表第一第30の項</p> <p>○国民健康保険法</p> <p>・第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和5年1月1日	I-4②法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険の給付に関する事務&gt;</p> <p>○番号法</p> <p>第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号</p> <p>○番号法別表第二</p> <p>第1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項</p> <p>○番号法別表第二主務省令</p> <p>第1,2,3,4,5,8,10条の2,11条の2,12条の2,15,19,20,25,25条の2,33,43,44,46,49,53,55条の2</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <p>○番号法</p> <p>・附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>○国民健康保険法</p> <p>・第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>○番号法</p> <p>第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号</p> <p>・番号法別表第二</p> <p>第1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120,121の項</p> <p>○国民健康保険法</p> <p>・第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和6年4月1日	I-1②事務の概要	<p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失・変更に関する事務</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>③療養費(特別療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費)の支給に係る事務</p> <p>④移送費の支給に関する事務</p> <p>⑤出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務</p> <p>⑥オンライン資格確認に関する業務</p> <p>⑦傷病手当金の支給、その他の保険給付に関する業務</p> <p>⑧その他に上記事務に関連する事務</p> <p>【情報連携】</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。</p> <p>・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。</p>	<p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失・変更に関する事務</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>③療養費(特別療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費)の支給に関する事務</p> <p>④移送費の支給に関する事務</p> <p>⑤出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務</p> <p>⑥オンライン資格確認に関する業務</p> <p>⑦傷病手当金の支給、その他の保険給付に関する業務</p> <p>⑧その他に上記事務に関連する事務</p> <p>【情報連携】</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。</p> <p>・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。</p>	事後	
令和6年4月1日	I-1③システムの名称	国民健康保険給付システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー/次期国保総合システム及び国保情報集約システム/医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険給付システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー/次期国保総合システム及び国保情報集約システム/医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和6年4月1日	I-3法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>・別表第一第30の項</p> <p>○国民健康保険法</p> <p>・第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>○番号法</p> <p>・第9条(利用範囲)第1項</p> <p>・別表第一第30の項</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>・第24条</p> <p>○国民健康保険法</p> <p>・第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・番号法別表第二 第 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62 80,87,88,93,97,106,109,120,121の項 ○国民健康保険法 ・第113条の3第1項及び第2項	○番号法 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・附則第6条第4項(利用目的:情報連携のため ではなくオンライン資格確認の準備として機関 別符号を取得する等) ・別表第二(情報提供及び照会) 第 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62 80,87,88,93,97,106,109,120,121の項 ○国民健康保険法 ・第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年10月1日	I-1②事務の概要	【情報連携】 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネット ワークシステムに接続し、各情報保有機関が保 有する個人情報の照会を行う。 ・番号法別表第二に基づき、中間サーバに副本 を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な 個人情報の提供を行う。	【情報連携】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に基づき、情報提供ネットワークシステム に接続し、各情報保有機関が保有する個人情 報の照会を行う。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に基づき、中間サーバに副本を保存し、他 行政機関からの照会に対し必要な個人情報の 提供を行う。	事後	
令和7年10月1日	I-3法令上の根拠	○番号法 ・第9条(利用範囲)第1項 ・別表第一第30の項	○番号法 ・第9条 ・別表第44の項 ○国民健康保険法 ・第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年10月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・附則第6条第4項(利用目的:情報連携のため ではなくオンライン資格確認の準備として機関 別符号を取得する等) ・別表第二(情報提供及び照会) 第 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62 80,87,88,93,97,106,109,120,121の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表第69、70、160の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、55の 2、56、65、69、70、81、83、87、95の2、111、 115、125、131、137、141、145、158、161、164、 165、166、173、173の2の項 ○番号法 ・附則第6条第4項(利用目的:情報連携のため ではなくオンライン資格確認の準備として機関 別符号を取得する等) ○国民健康保険法 ・第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年10月1日	II-1~2	令和2年10月1日	令和7年10月1日	事後	※しきい値の見直し
令和7年10月1日	IV-8,11様式の追加			事後	※様式変更